

令和6年 4月確認

川口市立戸塚小学校

いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校においては、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という、基本認識に立ち、「いじめ防止のための基本方針」（平成25年10月11日 文部科学省）に基づき、「川口市立戸塚小学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

～目次～

はじめに

第1章 いじめ防止等についての基本的な考え

- 1 基本理念
- 2 「いじめ撲滅サミット宣言」
- 3 いじめの定義
- 4 学校の責務

第2章 いじめ防止等に関する校内組織

- 1 校内組織の設置と構成員
- 2 関係諸機関との連携

第3章 いじめ防止等のために学校が実施する取組

- 1 未然防止のための取組
- 2 早期発見・早期対応の取組

第4章 重大事態の対処

- 1 重大事態の発生と調査
- 2 被害児童及び加害児童への対応
- 3 調査結果の提供及び報告

第1章 いじめ防止等についての基本的な考え

1 基本理念

本校では、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という、基本認識のもと、以下の5点をいじめ防止の基本理念とする。

- ①「いじめはしない、させない、ゆるさない」雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめ早期発見のために、いじめアンケート等の様々な手段を講じる。
- ④いじめ早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内にとどまらず、各種団体や専門家と連携・協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が連携・協力を密にして、事後指導にあたる。

2 いじめの定義

*いじめ防止対策推進法（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等との一定の人間関係等にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（1）解釈上の留意点（いじめの認知について）

- ①苦痛の有無を本人の発言のみに限定しない。
→周囲の状況や、当該児童の表情、雰囲気等日常生活との相違に目を向ける。
- ②「いじめがあるかもしれない」と常に想定し、複数の目で見るとともに、様々な情報を活用することを念頭に置く。
→教員ばかりではなく全学校職員が目、児童の目の大切さを知る。
- ③一定の人間関係とは、学校内外を問わない。
→同級生による校外でのいじめの可能性も踏まえる。
- ④インターネットを通じて行われる誹謗中傷や個人の情報流出等についても、法に触れることもあることを日常の指導から意識する。
→教職員もメディアについて知識を得る。

3 学校の責務

- ①学校は、教育活動全体を通して、児童の自他の生命を大切に作る心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び、道徳的実践力の育成に努めなければならない。
- ②学校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定により、国の基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校に応じたいじめ防止基本方針を定めるものとする。
- ③学校は、子どものいじめ防止等の対策に日頃から取り組むとともに、いじめを認知した場合は、その解決に向け速やかに組織的対応を講じ、その内容を教育委員会に報告しなければならない。
- ④学校は、いじめ防止対策推進法第22条の規定により、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための「組織」を置くものとする。この組織には当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

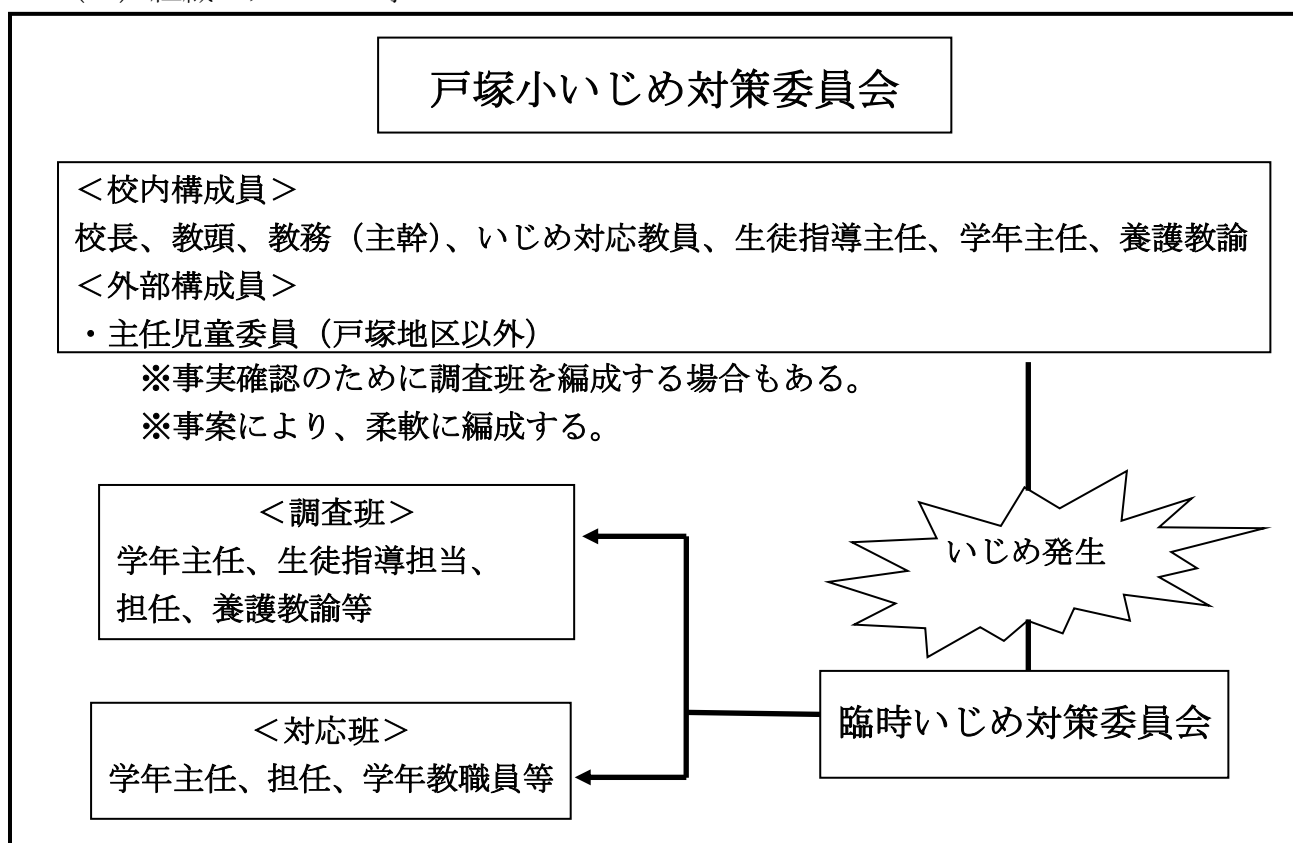
第2章 いじめ防止等に関する校内組織

1 校内組織の設置と構成員

(1) 組織の位置づけ

校長が任命したメンバーで「いじめ対策委員会」を設置する。教頭、教務（主幹）、学年主任、生徒指導主任を中心に養護教諭などをメンバーとする。なお、メンバーは実態等に応じて、柔軟に対応する。いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておく。

(2) 組織のメンバー等



(3) 組織の役割

- ・いじめ予防・防止、対応のための取組について検討して、他の分掌等との連携を図る。
- ・川口市立教育相談室や埼玉県警察少年サポートセンター等の関係他機関との連携について検討する。
- ・いじめ対策委員会の招集は、校長が行う。
- ・いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議において報告し、周知徹底する。

(4) 基本方針改定のための組織体制

基本方針が学校の実情に即してきちんと機能しているか、毎年、点検を行う。必要に応じて見直す、といういじめ防止対策のPDCAサイクルを確立する。

- 1 2月 いじめ対策についての評価アンケートを実施する。
 - 1月 生徒指導委員会で基本改訂のための原案を作成する。
 - 2月 企画委員会で次年度の基本方針の原案を検討して、確認する。
 - 3月 職員会議で次年度の基本方針の原案を検討して、確認する。
 - 4月 新職員で基本方針を確認して、実施していく。

2 関係諸機関との連携

学校は、学校評議員、PTA等地域の関係団体等と、いじめ問題について協議する機会を設けたり、小中学校連絡協議会等を活用したりするなど、いじめ問題に対して、地域や家庭との連携した対策を日頃から推進する。そして、いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼する。

さらに、いじめ問題における指導において、十分効果を上げることが困難な場合などには、武南警察署、南児童相談所、川口市教育委員会指導課、川口市福祉部子育て支援課などの関係機関との適切な連携を取る。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施する取組

1 未然防止のための取組

(1) お互いに相手を思いやる雰囲気づくり

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

①道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培うために、道徳授業の充実を図る。学校公開では、全クラスの道徳の授業を公開する。また、学年内等で、主題に迫るような授業展開ができるように教材研究を深める。また、全ての教育活動を通して道徳教育の充実を図り、豊かな情操や道徳心を育成する。

②人権教育の充実

人権を尊重し合い意識を高めるために、人権作文や人権標語を作成する。また、いじめ防止月間においては、人権に関わる主題の道徳の授業を全クラスで実施する。

(2) 自己有用感を高め、自尊感情を育む

①一人一人が活躍できる学習活動

児童の自尊感情を高めるためには、小さな成功体験を積み重ねることが大切である。そこで、「できた、わかった」という体験が得られる、授業を目指す。そのため、教材研究を深め、児童に基礎・基本を身に付けさせる。特に、校内研修や指導訪問では、教員一人一人が主体的に取り組み、授業力向上に努める。

②人とつながる喜びを味わう体験活動

年間を通して行なうなかよし活動のような異年齢活動や生活科や総合的な学習の時間などの積極的なゲストティーチャーの活用等を通して、人とつながる喜びを味わわせる体験活動を積極的に実施する。

③学校行事や各種大会への積極的な参加への支援

学校行事を積極的に参加させ、児童が達成感を味わうことができるように支援する。また、水泳記録大会や川口ふれあいなわとび大会などの運動大会、理科オリンピックなどの文化的行事に、積極的に参加し、児童が達成感を味わうことができるように支援をする。

また、「いじめ0サミット」に児童会役員が代表して参加し、その成果を自校のいじめ根絶活動の取組に活かす。

④ライフスキル教育の推進

生きる力をはぐくむ『ライフスキルかわぐち』を推進し、「よりよい人間関係を築き、主体的に問題を解決しながら、自尊感情を育むこと」を努める。

(3) 「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を持たせる

①いじめ防止アンケートの実施

いじめ早期発見アンケート（添付資料「にこにこアンケート」）を年間6回実施する。（実施時期については2（1）①に記す。）

繰り返しアンケートを実施することにより、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識と、「傍観者」として、いじめに加担しないことを気づかせる。

また、アンケートの結果をもとに、適宜・適切に児童との面談及び、保護者との面談を行う。

②児童会や生活委員会などとの連携

11月のいじめ根絶月間においては、いじめ防止についての児童主体の「ぽかぽか言葉の募集・掲示」や「いじめ撲滅標語」など行う。また、生活目標の達成率を高めるための取組も、年間を通して実施する。

③児童による自主的ないじめに関する取組

児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。その際、いじめは重大な人権侵害であり、また刑事罰の対象となりうることや、損害賠償責任が発生しうることに触れ、指導にあたる。

(4) 全教職員の共通理解と共通行動の徹底する

①戸塚小学校きまりの確認

4月の職員会議で、「戸塚小学校のきまり」を提案するとともに、生徒指導共通理解事項についての理解を全教職員で図る。

②生徒指導部だより

「きまり」についての指導等で、確認しなければならないことが挙げられた場合、速やかに検討して適切な方法で周知し、共通理解と共通行動を図る。

2 早期発見・早期対応の取組

(1) 早期発見の取組

①いじめ早期発見アンケートの実施

いじめ早期発見アンケート「にこにこアンケート」を年間6回実施する。

(4/30、7/1、9/5、11/1、1/15、2/28)

【基準日が休日の場合は、基準日直前の課業日の実施とする】

アンケートの結果をもとに、適宜・適切に児童との面談及び、保護者との面談を行う。また、全教職員で情報を共有する。

②教職員の密な情報交換

児童の問題行動等が生じた場合、管理職・生徒指導主任・学年主任に速やかに、「報告・連絡・相談」を行う。また、校務用パソコンに入力して、生徒指導委員会で、問題傾向のある児童の現状や指導についての情報交換を行う。さらに、職員会議等で、全教職員に周知する。

③保護者との連携

学級懇談会、教育相談、個人面談等を活用して、児童の小さな変化がないか、情報を共有する。

④その他

- ・管理職をはじめ、生徒指導委員会等職員の校内巡視を適宜行う。
- ・東日本大震災の被災、及び新型コロナウイルスに関わる被害等に関しては、十分な配慮の下、適切な支援を行う。

(2) 早期対応の取組

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく。早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。「いじめ対応マニュアル」を参考にし、解決に向けて担任一人で抱え込まず、学年及び、学校全体で組織的に対応する。その際の指導の留意点や内容等を以下に示す。

① 加害児童への指導

いじている内容や関係する児童について十分に把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、ただちにいじめをやめさせる。

- 1) いじめの事実関係・きっかけ・原因等の客観的な情報を収集する。
- 2) 安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な処置をとる。
- 3) いじめを完全にやめさせる。
- 4) いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させる。
- 5) 人権と生命の尊さを理解させる。
- 6) 多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し、観察していく。
- 7) 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、成就感をもたせるとともに、教師との親しい人間関係をつくる。
- 8) いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返さないように心の成長を促す。

②被害児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考え方で、接することのないように留意する。そこで、被害児童のプライドを傷つけず、共感的な態度で話を親身に聴く。

- 1) 秘密を守ること、必ず被害児童を守り抜くことを約束しながら話し合う。
- 2) いじめの事実を把握し、つらさや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- 3) 不安を除去し、安全の確保に努める。
- 4) 身近な大人に相談することの重要性を伝える。
- 5) 自分の弱み・コンプレックスに対する否定的な見方や考え方をやめ、よい方向に自らを変えていけるようにする。
- 6) 自信回復への積極的支援を行う。
- 7) 不信感を抱いている対人関係の回復を支援する。
- 8) 機会ある毎に、コミュニケーションをもち、児童との信頼関係を結ぶ。
- 9) 自分の気持ちを、自信をもって表現できるように積極的支援を図る。

③周りではやし立てている児童への対応

- 1) はやし立てること等は、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- 2) 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

④見て見ぬふりをしている児童への対応

- 1) いじめは他人事ではないことを理解させる。
- 2) いじめを知らせる勇気をもたせる。
- 3) 傍観は、いじめ行為の加担と同じであることに気づかせる。

⑤学級全体への対応

- 1) 話し合いなどを通して、いじめについて考える。
- 2) 見て見ぬふりはしないように指導する。
- 3) 自らの意思によって、行動が取れるように指導する。
- 4) いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 5) 道徳教育の充実を図る。
- 6) 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 7) 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

第4章 重大事態の対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

①児童が自殺を企図した場合

②身体に重大な障害を負った場合

③金品等に重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合

⑤年間30日間程度の欠席を余儀なくされている疑いがある場合

※児童や保護者から申し立てがあり、①～⑤を認知した場合

※確証はなくとも、①～⑤の重大事態に当てはまる恐れがある場合、いじめ対策委員会を発足し、調査を開始する。その結果、重大事態と認知された場合、(2)以降の対応を行う。

(2) 重大事態の報告及び、通報・相談

①教育委員会への報告

学校は直ちに川口市教育委員会に一報を入れ、速やかに文書で報告する。

②警察への通報・相談

いじめの内容が犯罪行為として、取り扱われるべきものであると認めるときは、武南警察と連携して、対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時は、直ちに武南警察に通報し、適切に援助を求める。

(3) 重大事態の調査

①調査を行う組織（いじめ対策委員会）

いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有する者がいた場合、そのものを除き、公平性・中立性を確保する。

②事実確認について

以下の点について事実確認を行う。その際、多角的・広範囲から情報を収集し、因果関係の特定を急がない。また、以下の事柄について被害者・第三者からの情報を得る。さらに、情報を提供したことにより新たな被害が及ばないように、配慮する。

- ・いつ（いつ頃からか）
- ・誰からおこなわれたか
- ・どのような様態であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童の人間関係にどのような問題があったか

2 被害児童及び加害児童への対応

（1）被害児童への対応

①複数教員による保護・支援

被害の児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じることを回避するため、複数の教職員による、組織的で継続的な見守り体制を構築する。それと共に、被害児童についての情報を共有する。また、聴き取りを行う際には、被害児童の心身の状態を十分に考慮しながら行う。

②さわやか相談員等による支援

被害児童やその保護者に対して、S Cや戸塚西中学校さわやか相談員等による相談体制の周知と積極的な活用を図る。

③スクールソーシャルワーカー等による家庭状況の把握と支援

スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問を通じ、児童の家庭状況を把握する。それと共に、不測の事態を回避するために、保護者と緊密に連携して、被害の児童とその家庭を支援する。

（2）加害児童への対応

①基本対応

加害児童から十分に話を聴き、事実関係を明らかにする。そして、「いじめは人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為である。」ことを理解させ、自分のとった行為を深く反省させる。また、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心からの謝罪できるように指導する。

さらに、いじめ対策委員会が中心となって、組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。必要に応じて、戸塚西中学校さわやか相談員やスクールカウンセラー等を活用して、加害児童及びその保護者をケアする。

また、被害児童が安心して学校で学習できる環境を確保しなければならない。そのため、加害児童について、必要に応じて被害児童が使用する教室以外の場所で、学習を実施するなどの配慮を行う。

②出席停止

加害児童に対して、継続的な指導を行ったにもかかわらず、改善が見られない場

合には、教育委員会は加害児童の保護者に対して、出席停止を命じることができる。

出席停止が行われた場合には、加害児童に対して、学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ、臨機応変に家庭訪問を行い、家庭との連携を十分に図る。

(3) 保護者・地域・関係機関との連携

①緊急保護者会の開催

説明責任を果たすために、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要がある。このことから、教育委員会との連携協力の下、必要に応じて緊急保護者会を開催し、個人情報に十分に配慮した上で、事案の状況や学校の対応等について説明する。

②PTAとの連携

PTAの役員に情報提供する等して積極的に連携して、必要に応じて協力を依頼する。

③民生委員・児童委員等との連携

民生委員・児童委員等の地域人材と積極的に連携して、地域での児童の見守り・巡回を依頼する。

④福祉や医療関係機関との連携

いじめの原因や背景の一つに、児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童の精神疾患等が認められる場合には、臨床心理士等の専門的見地から助言を考慮に、速やかに医療機関に相談する。

3 調査結果の提供及び報告

いじめ防止対策推進法第28条により、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供するものとする。この情報提供を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市長に報告する。

また、これからの情報提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童プライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しなければならない。

調査結果については、文書で報告する。